



JASDAQ

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社高見沢サイバネティックス
代表者名 代表取締役社長 高見澤 和夫
(JASDAQ・コード番号: 6424)
問合せ先 取締役管理本部長 高橋 利明
(TEL. 03-3227-3361)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 48 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(ご参考)

東京証券取引所における売買単位の 100 株への変更予定日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	9,050,000株
併合により減少する株式数	4,525,000株
併合後の発行済株式総数	4,525,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	632名（100.00%）	9,050,000株（100.00%）
2株未満	32名（5.06%）	32株（0.00%）
2株以上	600名（94.94%）	9,049,968株（100.00%）

※ 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式を所有されている株主様32名（所有株式数の合計32株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きが利用できます。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させます。

変更前の発行可能株式総数	29,600,000株
変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	14,800,000株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるために現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するために現行定款第8条（単元株式数）を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行株式総数は <u>29,600,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行株式総数は <u>14,800,000株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>本定款第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月29日開催の第48回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</p>

(3) 定款一部変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日 程

平成29年5月12日 取締役会決議

平成29年6月29日（予定） 定時株主総会決議日

平成29年10月1日（予定） 単元株式数、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

※ 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では 2 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

単元株式数変更および株式併合の効力発生日の前後で、ご所有株式数及び議決件数は、具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
①	3,000 株	3 個	1,500 株	15 個	なし
②	1,080 株	1 個	540 株	5 個	なし
③	1,003 株	1 個	501 株	5 個	0.5 株
④	800 株	なし	400 株	4 個	なし
⑤	137 株	なし	68 株	なし	0.5 株
⑥	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・①、④に該当する株主様は、特段のお手続きは不要です。
 - ・②、③、⑤に発生する単元未満株式(②は 40 株、③は 1 株、⑤は 68 株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」の手続きがご利用できます。
 - ・③、⑤、⑥に発生する端数株式の取扱いにつきましては、Q 5 をご参照願います。
 - ・効力発生前のご所有株式数が 1 株未満(⑥)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きが利用できます。
- 具体的なお手続きについては、当社株主名簿管理人またはお取引の証券会社までお問い合わせ下さい。

Q 5. 併合後の 1 株に満たない端数株式はどうなりますか。

会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。当社よりお支払いする金額およびお手続きについては、平成 29 年 12 月にご案内することを予定しております。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 になりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 2 倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 2 倍となります。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主優待制度はどうなりますか。

株主優待制度については、併合割合に応じて、次の通り基準を変更いたします。当該基準については、平成 30 年 3 月末日の株主名簿に記録された株主さまへの発送分(同年 6 月下旬)より適用いたします。なお、実質的な基準に変更はありません。

- ・オリジナルクオカード 2,000 円分

保有株式数	
現行	変更後
1,000 株以上	500 株以上

Q 9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 12 日 取締役会決議日

平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日（予定）

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日（予定）

平成 29 年 10 月下旬 株式割当通知の発送（予定）

平成 29 年 12 月下旬 端数株式処分代金のお支払い（予定）

Q10. 株主は何か手続きが必要ですか。

事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、上記 Q 4 及び Q 5 に記載のとおり、2 株未満の株式については、株式併合により 端数株式となります。端数株式の取扱いは Q 5 に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が 2 株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処理を受けないようにすることも可能です。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

同連絡先：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

以 上